

航空機騒音に対するお問い合わせ件数・要請行動等

4月	お問い合わせ件数	5 件		
	基地の動向など 日付/動向	-	-	
	要請行動 要請日/要請先/内容/要請者	-	-	
5月	お問い合わせ件数	0 件		
	基地の動向など 日付/動向	R7.5.25	米空母ジョージ・ワシントンが横須賀港を出港	
	要請行動 要請日/要請先/内容/要請者	R7.5.16	防衛大臣	<p>空母ロナルド・レーガン艦載機の着陸訓練について(要請) 本日、防衛省より、空母 ジョージ・ワシントン艦載機の着陸訓練を5月19日から5月31日までの間、硫黄島で実施し、天候又は不測の事態により、硫黄島において所要の訓練が実施できない場合には、厚木基地で訓練を実施する可能性があるとの通告がありました。 近年では、平成29年9月に、厚木基地において空母艦載機による着陸訓練が実施され、深刻な騒音被害が発生しました。その際、我々は、二度と着陸訓練を厚木基地で実施することのないよう、強く要請したところです。 長年にわたり厚木基地周辺住民の方々が待ち望んできた空母艦載機移駐が実現した後に、万が一にも着陸訓練が実施され、再び深刻な騒音被害がもたらされることは、到底容認できません。 貴職におかれましては、硫黄島における訓練環境を整備するとともに、十分な訓練予備日を設定するなど、米側との調整等に万全を期し、天候等の事情に関わらず全ての空母艦載機着陸訓練を硫黄島で実施し、厚木基地で着陸訓練を決して実施しないよう、強く求めます。</p>
6月	お問い合わせ件数	5 件		
	基地の動向など 日付/動向	R7.6.4	米空母ジョージ・ワシントンが横須賀港に入港	
	要請行動 要請日/要請先/内容/要請者	-	-	
7月	お問い合わせ件数	1 件		
	基地の動向など 日付/動向	-	-	
	要請行動 要請日/要請先/内容/要請者	-	-	
8月	お問い合わせ件数	1 件		
	基地の動向など 日付/動向	R7.8.30	米空母ジョージ・ワシントンが横須賀港に入港	
	要請行動 要請日/要請先/内容/要請者	R7.8.7	内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 外務大臣 厚生労働大臣 環境大臣 防衛大臣 防災担当大臣 原子力規制庁長官 内閣官房副長官補	令和7年度基地問題に関する要望書を提出 重点要望項目 1. 米軍基地の整理・縮小・早期返還を推進されたい。 2. 厚木基地における航空機騒音を解消されたい。 3. 米国原子力艦の事故による原子力災害対策を強化充実されたい。 4. 日米地位協定の見直しを行うとともに、その運用について、適切な改善を図られたい。 5. 住宅防音工事等、騒音対策の充実を図られたい。 6. 国による財政的措置及び各種支援策を充実されたい。 7. 基地問題に関する情報の公表、住民への説明等を図られたい。
9月	お問い合わせ件数	1 件		
	基地の動向など 日付/動向	R7.9.30	米空母ジョージ・ワシントンが横須賀港を出港	
	要請行動 要請日/要請先/内容/要請者	-	-	

航空機騒音に対するお問い合わせ件数・要請行動等

10月	お問い合わせ件数	13 件			
	基地の動向など 日付/動向	R7.10.18	米空母ジョージ・ワシントンが横須賀港に入港		
		R7.10.30	米空母ジョージ・ワシントンが横須賀港を出港		
要請行動 要請日/要請先/内容/要請者	-	-			
11月	お問い合わせ件数	3 件			
	基地の動向など 日付/動向	-	-		
	要請行動 要請日/要請先/内容/要請者	R7.11.12	内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 財務大臣 在日米軍司令官 駐日米国大使	厚木基地における米空母艦載機の夜間連続離着陸訓練による航空機騒音の解消等に関する要請	厚木基地騒音対策協議会
R7.11.13		在日米海軍司令官 第7艦隊司令官 厚木航空施設司令官 第5空母航空団司令官	1. 空母艦載機着陸訓練を硫黄島で全面实施すること 2. 恒常的訓練施設を整備すること 3. 厚木基地の運用、騒音状況等についての情報提供を行うこと		
12月	お問い合わせ件数	0 件			
	基地の動向など 日付/動向	R7.12.11	米空母ジョージ・ワシントンが横須賀港に入港		
	要請行動 要請日/要請先/内容/要請者	-	-		
令和 8年 1月	お問い合わせ件数	1 件			
	基地の動向など 日付/動向	-	-		
	要請行動 要請日/要請先/内容/要請者	-	-		

航空機騒音に対するお問い合わせ件数・要請行動等

令和 8年 2月	お問い合わせ件数	0 件	
	基地の動向など 日付/動向	-	-
	要請行動 要請日/要請先/内容/要請者	R8.2.27	防衛大臣

厚木基地周辺の第一種区域等の見直しに関する要請

- 1 見直し後の区域は、地域の騒音被害の実態等を十分に考慮し、指定すること。
- 2 騒音度調査の結果、見直し後の区域、経過措置の詳細等について、引き続き関係自治体に対して必要な情報提供を行うとともに、関係する住民の方々に確実かつ分かりやすく周知するなど、地元へ寄り添った丁寧な対応を図ること。
- 3 周知に当たっては、関係する住民の方々の意向に沿った時期・内容で住民説明会を開催するなど、丁寧に対応し、理解を得るよう努めること。
- 4 経過措置の実施に当たっては、措置の実施状況を踏まえて、必要な対応を行うなど、住民の方々に不利益が生じないよう留意すること。
- 5 昨年12月19日に告示後住宅防音工事の対象拡大を公表したが、新たに対象となった告示後住宅(昭和61年告示で第一種区域に指定された区域のうち、75W以上85W未満の区域に所在する、昭和61年告示後から平成18年告示までに建築された住宅)に関係する住民の方々に対して、確実かつ分かりやすい周知に努めるとともに、工事を希望する住民の方々に不平等が生じないよう、必要な措置を講ずること。
- 6 住宅防音工事を希望しながら、国の予算等の都合で工事を待たされている、いわゆる「待機世帯」については、機能復旧工事を含め、令和7年度末を目途に解消見込みとのことである。一方で、今般の告示後住宅防音工事の対象拡大により、多数の方から工事の希望があることも想定されるため、住民の方々が希望する時期に速やかに工事に着手できるように、さらなる予算の確保、事務手続きの迅速化を図ること。
- 7 住宅防音工事により設置された冷暖房機・防音建具の機能復旧工事については、老朽化の状況等を考慮のうえ、経過年数10年の条件を緩和するなど、柔軟に対応すること。
- 8 航空機騒音により労働環境の悪化や、事業活動にも影響があることから、住宅併設ではない専用事務所、店舗等についても防音工事の対象とすること。
- 9 移転措置事業等に伴い、厚木基地周辺で防衛省が管理している住宅地区の国有地については、区域見直しにより区域外となった場合は、迅速に財務省に移管するなど適正な措置をとること。また、地元自治体等が使用している国有地については、無償使用を継続させるなど柔軟に対応すること。併せて、区域外になった場合でも、国有地の維持管理については、地域に影響が生じないよう草刈り等の必要な措置を講ずること。
- 10 基地周辺地域における農業等就労阻害への補償等について、区域見直しにより区域外となった場合も、関係する方々に影響が生じないよう、必要な措置を講ずること。
- 11 区域見直しに当たって、基地周辺住民の方々が必要とする情報を可能な限り提供するとともに、空母艦載機部隊移駐後の現在の騒音状況が、厚木基地でのFCLP実施等により再び悪化するおそれなく、かつ、さらなる騒音軽減に向けて取り組んでいくことを、国として明確に示すこと。
- 12 厚木基地が所在することにより基地周辺住民の方々に与えている様々な負担を考慮し、区域見直し後も、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づく交付金等、国が実施している負担軽減策について、改善・拡充に努めること。

県及び厚木基地周辺8市(藤沢市を含む)

航空機騒音に対するお問い合わせ件数・要請行動等

令和 8年 3月	お問い合わせ件数	2 件	
	基地の動向など 日付/動向	-	-
	要請行動 要請日/要請先/内容/要請者	-	-

令和7年度合計お問い合わせ総件数 32 件